

市第 131 号議案

横浜市立学校条例の一部改正

横浜市立学校条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年 2 月 8 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市立学校条例の一部を改正する条例

横浜市立学校条例（昭和39年 3 月横浜市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表中

横浜市立新石川小学校
横浜市立すすき野小学校

を

横浜市立新石川小学校
------------

に改める。

別表の 2 の表中

横浜市立芹が谷中学校
横浜市立野庭中学校

を

横浜市立芹が谷中学校
------------

に改める。

附 則

この条例は、平成32年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

横浜市立すすき野小学校を廃止し、並びに横浜市立野庭中学校及び横浜市立丸山台中学校を統合するため、横浜市立学校条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市立学校条例（抜粋）

（	上段	改正案	）
（	下段	現行	）

## 別表（第3条）

## 1 小学校

名 称	位 置
(省 略)	(省 略)
(省 略)	横浜市青葉区
横浜市立新石川小学校	
横浜市立すすき野小学校	
(省 略)	(省 略)
(省 略)	

## 2 中学校

名 称	位 置
(省 略)	(省 略)
(省 略)	横浜市港南区
横浜市立芹が谷中学校	
横浜市立野庭中学校	
(省 略)	(省 略)
(省 略)	